

TaxFlash



タックス・アムネ스티の実施に関する一般規則のアップデート

財務大臣は、財務大臣規則 No.118/PMK.03/2016 (以下、「財務大臣規則第 118 号」) で規定されるタックス・アムネスティの実施に関する一般規則を改正する新たな規則 No.141/PMK.03/2016 (以下、「財務大臣規則第 141 号」) を 2016 年 9 月 23 日付けで公布しました。財務大臣規則第 141 号で規定される主な変更点は以下のとおりです。

恒久的施設 (PE) に要求される追加の添付資料

タックス・アムネスティの適用を申請するためには、納税者はタックス・アムネスティ用の資産申告書 (Surat Pernyataan Harta untuk Pengampunan Pajak、以下「SPHPP」) を必須添付資料とともに提出しなければなりません。納税者が PE 認定されている場合、以下のすべての追加添付資料を提出しなければなりません。

- 自国で既に提出済みの本社の直近の年次所得税申告書 (以下、「AITR」) のコピー、
- 本社の直近の連結財務諸表のコピー、および
- SPHPP にて申告される追加資産が AITR および直近の連結財務諸表の両方に報告されていないことを確認する声明書 (statement letter)

申告されるオンショア資産に関する制限

財務大臣規則第 141 号では、申告される追加のオンショア資産に関する制限事項が変更されています。従来規則では、申告されたオンショア資産は、タックス・アムネスティ承認書 (Surat Keterangan Pengampunan Pajak、以下「SKPP」) の発行から 3 年間はインドネシア国外に譲渡することができないという制限が設けられていました (その譲渡の目的は問わず、一律に制限が適用される)。しかし財務大臣規則第 141 号下では、SKPP の発行から 3 年以内に納税者が当該資産をインドネシア国外に譲渡し且つ投資する場合にのみ、当該資産に対し譲渡の制限がかかります。ただし、財務大臣規則第 141 号では具体的に何が投資にあたるかについては詳細な記述はありません。

土地および/または建物の所有権移転に関する所得税免除

財務大臣規則第141号では、土地および/または建物の所有権移転に関する所得税免除の条件が新たに規定されています。具体的には、土地および/または建物の所有権証明書の名義が依然として被任命者、譲与者 (*pemberi hibah*)、故人 (*pewaris*)、または相続人のひとり (相続された土地および/または建物が分割されていた場合) の名義である場合にのみ、所得税免除が適用されます。当該免除は、納税者がディベロッパから土地および/または建物を購入し、当該土地および/または建物の所有権が納税者に既に移転されていない場合は適用されません。

行政手続に関連する規定

1. 特定情報または特定資料の提出期限の延長 (2016年12月31日まで)

2016年9月26日、国税総局長は、財務大臣規則第141号第50条A(1)のポイント(e)を施行するために、新たな規則 No.PER-13/PJ/2016 (以下、「国税総局長規則第13号」) を公布しました。国税総局長規則第13号では、SPHPPの最初の提出期間 (2016年9月30日に終了) の最終週内に提出を意図する適格納税者について、その手続の中でいくつかの必須添付資料を用意するのに時間を必要とする場合における要件の緩和手続について特に規定しています。

国税総局長規則第13号では、添付資料の一定の最低要件のみを満たして国税総局長宛に提出されたSPHPP (すなわち、通常の添付資料要件を完全には満たさずに提出されたSPHPP) に対して国税総局長が受領証を発行することが認められ、SKPPはこれまでと同様に、翌10営業日以内に地方税務署長により発行されることが規定されています。

後続手続

国税総局長は、必須資料および/または情報の2016年10月31日までの提出を要求する依頼状 (request letter) を納税者に対して送付します。納税者は当該依頼状に対する対応として、未提出の資料および/または情報を遅くとも2016年12月31日までに国税総局長宛に直接提出しなければなりません。

納税者の対応により、Redemption Moneyの納付に過不足が生じるが、財務大臣規則第118号並びに第141号の要件を依然として満たす場合、SKPPはその変更事項を反映するために修正されます。

しかし、納税者の対応が財務大臣規則第118号並びに第141号の要件を満たさない場合は、SKPPは無効とみなされます。その場合、国税総局長は、提出されたSPHPP (およびその添付資料) を納税者に返却し、SKPPのステータスが無効であることを通知します。納税者は依然として以降の提出期間において、新規のSPHPPを添付資料とともに提出することができます。

2. SPHPPと添付資料の提出

SPHPPの必須添付資料のひとつとして、資産および負債の詳細なリストの提出が義務付けられています。当該リストは、ハードコピーとソフトコピーの両方の形式で提出しなければなりません。ただし、特定の納税者はソフトコピー形式による提出の義務が免除されます。当該免除が認められる納税者の基準は、別個の国税総局長規則にて規定される予定です。

国税総局長は、SPHPP提出プロセスにおける以下の例外事項に対応するための特別手続を別個の規則にて決定する権限を付与されています。詳細は以下のとおりです。

- a) 不可抗力事象 (すなわち、火災、自然災害および暴動)
- b) 提出期間の終了時におけるネットワーク障害または例外的状況 (提出地点において長蛇の列が発生する等)。国税総局長はこのような状況下における提出プロセスを規定する新たな規則 No.PER-14/PJ/2016 (国税総局長規則第14号) を公布した。納税者はSPHPPの提出時点で仮受領証の発行を受け、SKPPは依然として仮受領証の日付から10営業日以内に発行されることが規定されている。SKPPの発行後の後続手続は上記のポイント1と同様である。

3. 申告後の報告義務

財務大臣規則第141号では、申告されたオンショア資産ならびにインドネシア国外から送還されたオフショア資産の報告要件が、年2回の報告から年1回の報告へと調整されています。当該報告は3年間継続することが要求され、その提出期限はAITRの提出期限と同様です。

4. 納税者の求めに基づくSPHPPの取消

以下の条件に合致する個人納税者がタックス・アムネ스티の適用申請を行った場合は、提出済みのSPHPPを取り消すことができます。

- a) 所得が特定基準に満たない個人納税者、および/または
- b) 国税総局長規則 No.PER-11/PJ/2016(国税総局長規則第11号)に基づき、タックス・アムネ스티の対象外である相続または資金援助に由来する追加資産のみを所有する個人納税者

これは、取消依頼書 (revocation letter) を以下の日付までに提出することで実施されます。

- a) 2016年9月23日以前にSKPPが既に発行されている場合には2016年10月30日、または
- b) 2016年9月23日またはそれ以降にSKPPが発行されている場合にはその発行日から30日後

取消依頼書がSKPPの発行前に提出された場合は、SPHPPは提出されなかったものとみなされます。

上記の手續に基づき取消が行なわれた場合、SPHPP提出の受領証ならびにSKPPは無効とみなされます。したがって、納税者はタックス・アムネ스티の適用申請を行わないものとみなされ、当該納税者に対する関連優遇措置は適用されなくなります。

5. Redemption Moneyに関する注意事項

Redemption Money は所得税として扱われるため、課税所得の計算において控除はできません。

6. 特定犯罪行為に対処することを目的とした申告情報の利用

権限を付与された当局者が国際組織犯罪(すなわち、麻薬、テロリズム、人身売買等)に対処することを目的として、タックス・アムネ스티・プログラムの下で開示される情報と同様の情報を入手・利用した場合、当該当局者は依然として現行法規に従いその職務を果たすことができると定められています。

タックス・アムネ스티: 特別目的事業体 (SPV) に関する新規則

財務大臣規則第141号の公布日と同日付けで、財務大臣は、特別目的事業体を通じて資産を間接的に保有する納税者に対するタックス・アムネ스티に関する規則 No.127/PMK.010/2016(財務大臣規則第127号)を改正する新たな規則 No.142/PMK.010/2016(以下、「財務大臣規則第142号」)を公布しました。

財務大臣規則第142号では、特別目的事業体を通じて間接的に保有される全資産の申告において、納税者が特別目的事業体の所有権を喪失または放棄する要件は今後、任意とすることが規定されています。納税者が特別目的事業体の所有権を喪失または放棄しないことを選択した場合、申告する資産はインドネシア国内に未送還のオフショア資産としてみなされ、規定による高率の Redemption Money レート(4%、6%および10%)が適用されます。

上記のインドネシア税務アップデートに関してご質問等ございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim

dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi

deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh

felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana

hyang.augustiana@id.pwc.com

Kexin Lim

lim.kexin@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Otto Sumaryoto

otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto

ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman

turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com



www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.